

## 鳥取県告示第300号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 用瀬線 No. 3～12鉄塔建替工事に伴う調査測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市用瀬町古用瀬字三本木、字北屋敷、字中川原、字滝谷、字貝ヶ谷、字狐岩ノ上、字貝ヶ谷平、字貝ヶ谷口、字川崎及び字川崎平、別府字築ヶ谷、字築ヶ谷尻、字梅ヶ瀬、字濱田、字八幡、字溝添、字キン田、字権田ヶ坪、字外ヶ坪、字垣ノ内、字山ノ谷口、字岩山及び字山ノ谷並びに美成字ココ谷、字大谷、字ヒノ谷、字杉ノ谷、字鍛冶屋谷、字上ノ田、字奥田地堂畑、字メクラ谷、字松ヶ谷、字天王及び字高田

4 立ち入ろうとする期間

平成24年5月1日から同年11月30日まで